

=技能実習企業単独型受入れ=

〔 海外調査、面接、日本語教育、入国手続
 専門相談員、滞在管理、出入国対応 〕

受入国一覧



中国・ベトナム・タイ・インド・インドネシア・フィリピン・ラオス
カンボジア・ネパール・ミャンマー・バングラディシュ・モンゴル
その他の国々



■ 企業単独型における受入れ対象者の範囲

「技能実習1号イ」で受入れることができる技能実習生の範囲は、本邦の公私の機関と次のいずれかの関係を有する外国の事業所の職員とされています。

- ① 本邦の公私の機関の外国にある事業所（支店、子会社又は合弁企業など）
- ② 本邦の公私の機関と引き続き1年以上の国際取引の実績又は過去1年間に10億円以上の国際取引の実績を有する機関
- ③ 本邦の公私の機関と国際的な業務上の提携を行っているなどの事業上の関係を有する機関で法務大臣が告示をもって定めるもの。

■ 実習実施機関（受入れ企業）の役割

企業単独型における実習実施機関の役割は、団体管理型における役割に加え、技能実習生の選抜に始まり、入国当初から自ら作成した技能実習計画に従って技能実習を行うこと、技能実習生に対する講習を実施すること、技能実習生の帰国旅費の確保を単独で行うことなどの義務があり、団体監理型と比較しその役割は非常に重要であるといえます。

■ 「技能実習1号イ」の受入れ要件

「技能実習1号イ」で行うことができる活動は、実習実施機関との雇用契約に基づいて行う技能等の修得活動であり、その活動には講習による知識の修得活動を含むこととされていますが、以下の要件をいずれも充足する必要があります。

(1) 技能実習生に係る要件

- ①海外の支店、子会社または合弁企業の職員で、当該事業所から転勤し、または出向する者であることが必要です。
- ②修得しようとする技能等が単純作業でないこと。
- ③18歳以上で、帰国後に日本で修得した技能等を生かせる業務に就く予定があること。
- ④母国で修得することが困難である技能等を修得するものであること。
- ⑤技能実習生（その家族等を含む）が、送出し機関（技能実習生の送出し業務等を行う機関）、実習実施機関等から、保証金などを徴収されないこと。また、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等が締結されていないこと。

(2) 実習実施機関に係る要件

- ①次の科目についての講習（座学で、見学を含む）を「技能実習1号イ」活動予定時間の6分の1以上の時間（海外で1月以上かつ160時間以上の事前講習を実施している場合は、12分の1以上）実施すること。

ア. 日本語

イ. 日本での生活一般に係る知識

ウ. 入管法、労働基準法等技能実習生の法的保護に必要な情報

エ. 円滑な技能等の修得に資する知識

なお、上記ウの講義は、専門的知識を有する講師（内部職員でも可）が行うこととされ、また、入国後技能等の修得活動に入る前に実施することが求められます。

- ②他に技能実習指導員や生活指導員の配置、技能実習日誌の作成等、技能実習生に対する報酬、宿舍の確保、労災保険等の保障措置その他団体監理型における実習実施機関に係る要件と同様の要件があります。

(3) 技能実習生の受入れ人数枠

「技能実習1号イ」による技能実習生の受入れ人数枠は、以下の表のとおりです。

(4) 滞在期間

団体監理型と同様です。

(5) 不正行為

団体監理型と同様に技能実習生に対する不正行為があった場合には、一定期間の技能実習生受入れ停止と再発防止に必要な改善措置が求められます。

■ 「技能実習 2 号イ」への在留資格変更の要件

「技能実習 2 号イ」で行うことができる活動は、「技能実習 1 号イ」で修得した技能等に習熟するため、法務大臣が指定する実習実施機関との雇用契約に基づいて、当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動とされています。

「技能実習 2 号イ」への在留資格変更申請は、「技能実習 1 号イ」で在留していた者に限られますが、以下の要件を充足する必要があります。

(1) 技能実習生に係る要件

「技能実習 2 号ロ」における技能実習生に係る要件と同様です。

(2) 実習実施機関に係る要件

「技能実習 2 号ロ」における実習実施機関に係る要件と同様です。

(3) 技能実習生の受入れ人数枠

「技能実習 2 号イ」では、実習実施機関における技能実習生の人数枠は特に設けられていません。

(4) 滞在期間

「技能実習 2 号ロ」における要件と同様です。

■ 移行対象職種と移行評価

(1) 「技能実習 2 号イ」への移行対象職種・作業
団体監理型と同様です。

(2) 「技能実習 2 号イ」への移行評価

① 「技能実習 1 号イ」の成果評価

団体監理型と同様です。

② 技能実習計画の評価

団体監理型と同様です。

■ 技能実習計画の作成

(1) 「技能実習 1 号イ」計画の作成と履行
団体監理型と同様です。

(2) 「技能実習 2 号イ」計画の作成と履行
団体監理型と同様です。

■ 技能実習生の処遇

(1) 講習機関中の処遇

「技能実習1号イ」では技能実習生は、入国当初が出張状態である場合を除き、基本的に実習実施機関との雇用関係にあるので、講習手当等特別な措置は必要ありません。

(2) 技能実習1号及び2号活動期間中の処遇

団体監理型と同じです。

企業単独型における技能実習生の受入れ人数枠

実習実施機関の常勤職員総数		技能実習生の人数
A		常勤職員総数の20分の1
B	301人以上	常勤職員総数の20分の1
	201人以上 300人以下	15人
	101人以上 200人以下	10人
	51人以上 100人以下	6人
	50人以下	3人

(注) 常勤職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く）

Bは法務大臣が告示をもって定める場合

当社による支援・援助業務 → 手数料（ご相談の上）

- 技能実習事業監理（1ヶ月ごとの全体ミーティング、3ヶ月ごとの個別面談・カウンセラー、評価等、相談、助言、課題に対する解決支援）
- 実習指導員及び生活指導員による報告書様式作成・提供
- 技能実習生報告書（日報・週報）様式作成・提供
- 租税条約に関する届出書（所轄税務署とご相談ください）情報の提供
- 同上記載見本 用紙
- 在留カード申請時の援助（入国管理局）
- 技能実習生一次帰国発生時の援助
- 母国語通訳派遣・申請
- 病気帰国時の援助、入国管理局への代理申請
- 技能実習先変更時の援助、入国管理局への代理申請
- 大事故発生時の行政官庁への報告援助
- 行方不明者発生時の援助、入国管理局への代理申請
- 技能実習生トラブル発生時の相談・解決支援
- 帰国報告書の作成援助、入国管理局への代理報告
- 帰国後のフォローアップ調査報告・就業状況報告、入国管理局への代理報告

上記、いずれも受任業務は報酬（消費税を加算）以外に、交通費・宿泊費・収入印紙代・郵送料は別途、実費をご請求申し上げます。

<所属専門家>

法的保護情報外部活動講師 井上 亨（行政書士）
金井 祐一（行政書士）
瀧浦 健司（行政書士）
立川 洋行（社会保険労務士）

入管協会会員 株式会社日本マルコ
代表取締役 畷ヶ山 幹雄（AFP 資格者）
職業紹介許可番号 13-ユ-010918
人材派遣許可番号 般 13-011338